

継続

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

警視庁総務部長
各道府県警察の長
(参考送付先)
各管区警察局総務監察担当部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁給厚発第227号
令和2年3月30日
警察庁長官官房給与厚生課長

犯罪被害給付制度の改正に伴う各種公費負担制度の見直しについて(通達)

第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)を受けて開催された「犯罪被害給付制度に関する有識者検討会」の提言を踏まえ、今般、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第94号)及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成30年国家公安委員会規則第6号)が公布され、平成30年4月1日から施行されることとなった。

今般の犯罪被害給付制度の改正の趣旨を踏まえ、現在都道府県警察で運用されている犯罪被害者支援に係る各種公費負担制度の中にも、以下のとおり見直しを図るべき事項がみられるところ、各都道府県警察においては、各都道府県の実情を踏まえつつ、犯罪被害者支援の更なる充実が図られるよう適切に対応されたい。

記

1 各公費負担制度(共通)において見直しを図るべき事項

今般の改正により、犯罪被害給付制度においては、親族間犯罪に係る減額・不支給事由が大幅に見直された。

現在、各都道府県警察で運用されている各種公費負担制度の中には、犯罪被害給付制度で減額・不支給となる対象に倣い、適用除外対象を定めているものがあるところ、今般の犯罪被害給付制度の改正の趣旨を踏まえ、例えば、犯罪被害者と加害者との間に親族関係があっても、

- 犯罪行為時に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合
- 18歳未満の者が支出の対象となる場合

等については、公費負担制度の対象となり得るようにすること。

2 カウンセリング費用の公費負担制度において見直しを図るべき事項

「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担の実施要領(案)」(「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」(平成28年4月1日

付け警察庁丁給厚発第128号) 別添) においては、犯罪被害給付制度における重傷病給付金の給付期間が「1年」であったことを踏まえて、カウンセリング費用の公費負担制度の対象期間を「原則として上限1年」としていた。今般の改正により、重傷病給付金の給付期間が、「1年」から「3年」に延長されることとなったことを踏まえ、各都道府県警察において運用されているカウンセリング費用の公費負担制度の対象期間が「1年」とされている場合には、「3年」に延長すること。

なお、対象期間ではなく、上限回数によって、支給を制限している場合においても、今般の改正の趣旨を踏まえ、初診日より3年程度の期間は公費負担が可能となるよう、上限回数の見直しを行うこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成30年3月30日
(有効期間：平成31年3月29日)
継続措置日：平成31年3月27日
(有効期間：平成32年3月31日)